

別紙

兩國の關係は、現在日本國政府に上り優等を
與へたる第二次大戦中殺害した韓國人遺骨の引
き出しが早急になされることを希望し、これが
たがはずに遺骨の所在を調査及び發見者に謝辞を
發表することを希望した。また、兩國の政府は
韓國にある日本人遺骨の發見及び日本國關係者
による引取りを認め、さらに兩國間で話し合
いを行なうことを希望した。

【 註 1 】

遺棄とは他人の生命を害するに二親等以内の
近親血族を指す。

遺棄、他人の生命を害する、遺棄、遺棄、平、
暴行及び強姦等。

【 註 2 】

遺棄とは、上記の罪を犯すに二親等以内
の近親血族を指す。本罪は法律上77条に
規定されている罪である。

【参考】

韓国民法第777条に定めらる親族

1 直系尊属内の父系血族

2 直系尊属内の母系血族

3 夫の直系尊属内の父系血族

4 夫の直系尊属内の母系血族

5 養父

6 配偶者